

【1995年1月27日】国民健康保険制度及び老人保健制度の改正について（諮問書、要綱）  
社会保障制度審議会

平成7年1月27日

社会保障制度審議会  
会長 隅谷 三喜男 殿

厚生大臣 井出 正一

諮問書

国民健康保険制度及び老人保健制度を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

国民健康保険制度及び老人保健制度の改正案要綱

第1 改正の趣旨

国民健康保険制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加等に対応し、国保財政の安定化と保険料負担の公平化等を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の制度化等を行うとともに、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を上回る保険者数の著しい増加等に対応し、老人保健制度の安定を図るため、当該上限となる割合の引上げ等老人医療費拠出金制度の所要の見直し等を行うこと。

第2 国民健康保険制度の改正

1. 保険料軽減制度に関する事項（政令事項）

- (1) 応益割合が45%以上55%未満の市町村について、平成7年度に新たに2割軽減を創設し、平成8年度に現行の6割軽減を7割軽減に、4割軽減を5割軽減に引き上げること。
- (2) 2割軽減は、所得が市町村民税所得割の非課税要件等を参考として政令で定める額以下の世帯であって軽減を適当と認めるものについて、申請に基づき行うものとする。

(3) 応益割合が35%未満の市町村について、平成7年度に現行の6割軽減を5割軽減に、4割軽減を3割軽減に引き下げる。ただし、当該市町村は、保険料賦課の実情等を勘案して、当分の間、6割及び4割軽減のままとすることができるものとする。

## 2. 保険基盤安定制度に関する事項（法律事項）

平成7年度及び平成8年度における暫定措置として、保険基盤安定繰入金に対する国庫負担の額を、2分の1定率負担から定額負担（平成7年度は総額170億円、平成8年度は総額240億円）とすること。

## 3. 国保財政安定化支援事業に関する事項（法律事項）

平成7年度及び平成8年度における暫定措置として、市町村は、国保財政の安定化等に資するため、被保険者の所得の状況その他の事情を勘案して算定した額を、一般会計から国民健康保険特別会計に対して繰り入れることができるものとする。

## 4. 高額医療費共同事業に関する事項（法律事項）

(1) 国民健康保険団体連合会は、その会員である市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業を行うことができるものとする。

(2) 国民健康保険中央会は、上記(1)の事業を行う国民健康保険団体連合会に対して著しく高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業を行うことができるものとする。

## 5. 市町村の保健事業等に対する支援に関する事項（法律事項）

国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会は、市町村が保健事業その他の事業を実施する場合に、その支援に努めるべきものとする。

## 6. 基準超過医療費共同負担制度に関する事項（政令事項）

医療給付費等が著しく多額な市町村に係る厚生大臣の指定基準を基準給付費の1.17倍から1.14倍に、基準超過医療費の共同負担に係る算定基準を基準給付費の1.20倍から1.17倍に引き下げる。

## 7. その他の事項

(1) 精神の措置入院又は結核の命令入所の措置が採られたことにより当該医療施設所在地の市町村に転入してきた者については、当該措置が採られた際の住所地の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。（法律事項）

(2) 保険料の賦課限度額を50万円から52万円に引き上げること。（政令事項）

(3) 地方税制度に関し、国民健康保険税について、保険料に係る改正に準じた改正

を行うこと。(法律事項)

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第3 老人保健制度の改正

#### 1. 老人加入率上下限の見直しに関する事項(法律事項)

##### (1) 老人加入率上限の引上げ

老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を、「20%」から「上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね3%となる割合として政令で定ある割合)」に改めること。

の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、老人保健福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。

##### (2) 老人加入率下限の引上げ

老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の下限を、「1%」から「1.5%」に改めること。

##### (3) 老人加入率上下限の引上げに係る特例

(1)及び(2)にかかわらず、3.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る老人加入率上下限については、以下のとおりとすること。

老人加入率上限に係る特例

(a) 平成7年度の上限割合については、22%とすること。

(b) 平成8年度以降、3.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る上限割合については、各医療保険の運営の状況等を勘案し、24%以上26%以下において各年度ごとに政令で定める割合とすること。

(c) (b)の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、老人保健福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。

老人加入率下限に係る特例

平成7年度以降、3.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る老人加入率下限については、1.4%とすること。

#### 2. 実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施に関する事項(法律事項)

(1) 平成7年度以降、3.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度の老人医療費拠出金の額の算定に当たっては、老人医療費拠出金の実質的負担額(老人医療費拠出金のうち、他の保険者に属する老人に係る老人医療費に相当する部分)が、法定給付費や老人医療費拠出金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる保険者(以下「特別調整基準超過保険者」とい

う。)の、当該過大となる部分(特別調整基準率を超えて老人医療費拠出金を負担する部分)を、拠出金額に応じ、全保険者で再按分する方法により、調整する措置を採るものとする。

(2) (1)の特別調整基準率は、平成7年度にあつては25%とし、平成8年度以降、3.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間にあつては、1人当たりの老人医療費の動向、70歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、25%以上において各年度ごとに政令で定める率とすること。

(3) (2)の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、老人保健福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。

### 3. 検討(法律事項)

政府は、この制度改正の施行後における老人医療費の動向、各医療保険の運営の状況、老人医療費拠出金の額の動向等を勘案し、この制度改正の施行後3年以内を目途として、老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 4. 公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大(法律事項)

看護・介護体制等の整った診療所の病床に係る老人医療費を、公費負担割合が5割となる対象に加えること。

## 第4 施行期日

制度の改正は、平成7年4月1日から施行すること。ただし、第2の7の(1)の精神の措置入院等による入院患者に対する国民健康保険の被保険者資格の特例については、平成7年7月1日から施行すること。